

有田川町の平成 25 年度決算に係る健全化判断比率について

●問い合わせ：吉備庁舎 企画財政課 TEL 0737-52-2111

平成 19 年 6 月に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 3 条第 1 項および第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

■「健全化判断比率」「資金不足比率」について

これらは、地方公共団体の財政が健全かどうかをチェックするための指標です。

下記に掲載している①～④の比率について、早期健全化基準（イエローカード）を超え「早期健全化団体」となった場合は「財政健全化計画」を策定しなければなりません。また、⑤の公営企業会計の赤字状態を示す比率が基準値を超えた場合は「経営健全化計画」を策定し、それぞれの計画に従って財政の健全化に取り組むこととなります。

また、財政再生基準（レッドカード）を超え、財政破綻状態である「財政再生団体」となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国県の関与による確実な財政の再生が求められることとなります。

それでは、有田川町における平成 25 年度の健全化判断比率等について確認してみましょう。

■有田川町の現状

(単位：%)

健全化判断比率等	平成 25 年度	平成 24 年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	13.30	20.00
②連結実質赤字比率	—	—	18.30	35.00
③実質公債費比率	12.3	12.7	25.0	35.0
④将来負担比率	65.9	73.4	350.0	
⑤資金不足比率	—	—	20.0	

①及び②については、実質赤字額及び連結実質赤字額が発生していないため、比率はありません。同じく、⑤についても公営企業会計における資金不足が発生していないため、比率はありません。



①**実質赤字比率**…一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標です。平成 25 年度決算における実質赤字額は、実質収支額が黒字となったため赤字額が生じていません。

②**連結実質赤字比率**…一般会計等に加え、公営企業会計を含めたすべての会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標です。連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字となったため赤字額が生じていません。

③**実質公債費比率**…公債費（借入金の元利償還金）の水準を測る指標であり、一般会計等が負担する全ての会計における公債費の標準財政規模に対する比率です。

平成 19 年度より実施した地方債の繰上償還や、交付税算入率の良い有利な起債を中心として発行している事で、平成 24 年度より 0.4%減り、12.3%と改善する事が出来ました。

④**将来負担比率**…一般会計に加え、公営企業会計、一部事務組合や広域連合、土地開発公社、第三セクター等を含めた負債のうち、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す指標です。

一般会計、公営企業会計の建設事業により地方債残高が増加しましたが、財源となる基金が大幅に増加した事により、65.9%（前年度比△7.5%）と改善されましたが、今後の課題として計画的な事業の実施により地方債残高の抑制が必要であると考えます。

⑤**資金不足比率**…「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において上記の 4 つの指標とともに定められており、公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。平成 25 年度決算においても、すべての公営企業会計に資金不足が生じていません。

以上の算定結果から判断指標の評価をしますと、平成 25 年度においても町の財政は『**健全**』であると言えます。しかし、地方交付税等の依存によるところが大きく、合併後 10 年経過（平成 28 年度）から合併の特例による恩恵も徐々に減額となっていきます。こうした中で、今後、地方債など負債の減少や職員数の適正化、水道・下水道といった公営企業の健全な経営が重要になってくると考えています。